

○東洋大学大学院学則（案）

昭和29年4月1日施行

改正

昭和31年4月1日
昭和34年4月1日
昭和37年4月1日
昭和39年4月1日
昭和40年4月1日
昭和41年4月1日
昭和42年4月1日
昭和43年4月1日
昭和44年4月1日
昭和45年4月1日
昭和47年4月1日
昭和49年4月1日
昭和51年4月1日
昭和52年4月1日
昭和53年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年4月1日
昭和58年4月1日
昭和60年4月1日
昭和61年4月1日
昭和62年4月1日
昭和63年4月1日
昭和63年9月26日
平成元年4月1日
平成元年5月30日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成3年7月1日
平成3年10月1日
平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成5年7月1日
平成5年11月1日
平成6年4月1日
平成6年9月5日
平成7年4月1日
平成8年4月1日
平成9年4月1日
平成10年4月1日
平成10年9月1日
平成11年4月1日
平成12年2月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成14年4月1日

平成15年4月1日
 平成16年4月1日
 平成17年4月1日
 平成18年4月1日
 平成19年4月1日
 平成20年4月1日
 平成21年4月1日
 平成22年4月1日
 平成23年4月1日
 平成24年4月1日
 平成25年4月1日
 平成26年4月1日
 平成27年4月1日
 平成28年4月1日
 平成29年4月1日
 平成30年4月1日
 平成30年4月1日
 平成31年4月1日
 令和2年4月1日学則第20号
 令和2年6月1日学則第73号
 令和3年4月1日学則第1号
 令和5年4月1日（予定）学則第●号

東洋大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 研究科の構成（第4条—第5条）
- 第3章 教育課程（第5条の2—第11条）
- 第4章 課程の修了要件及び学位の授与（第12条—第18条）
- 第5章 教育職員の免許状（第19条）
- 第6章 教員組織（第20条）
- 第7章 運営組織（第21条—第28条）
- 第8章 入学、留学、休学、退学及び除籍（第29条—第39条）
- 第9章 学生納付金（第40条—第42条）
- 第10章 受託学生、科目等履修生、研究生、特別科目履修生、特別研究生、特別学生、外国人研修生及び交換留学生（第43条—第49条の2）
- 第11章 学年、学期及び休日（第50条—第51条）
- 第12章 奨学制度（第52条）
- 第13章 賞罰（第53条—第54条）
- 第14章 施設及び設備（第55条）
- 第15章 事務組織（第56条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 東洋大学大学院（以下「本大学院」という。）は東洋大学（以下「本学」という。）の建学の精神に則り、世界の学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価及び認証評価制度）

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検・評価の実施細目については、別に定める。

- 3 第1項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第109条第2項に基づき、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受け、その結果を公表する。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第1条の3 本大学院は、本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

- 2 本大学院は、前項に加え、大学院の運営の高度化を図ることを目的として、教職員が大学院の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修を実施する。

（教育研究活動等についての情報の公表）

第1条の4 本大学院は、学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第172条の2に定める教育研究活動等の状況についての情報を公表する。

- 2 前項に規定するもののほか、教育上の目的に応じ本大学院生（以下「学生」という。）が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努める。

（課程）

第2条 本大学院に博士課程及び修士課程を置く。

- 2 博士課程の標準修業年限は5年とし、修士課程の標準修業年限は2年とする。
3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程という。
4 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

（課程の趣旨）

第3条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う。

第2章 研究科の構成

（研究科及び専攻）

第4条 本大学院に次の研究科を置く。

- (1) 文学研究科
 - (2) 社会学研究科
 - (3) 法学研究科
 - (4) 経営学研究科
 - (5) 理工学研究科
 - (6) 経済学研究科
 - (7) 国際学研究科
 - (8) 国際観光学研究科
 - (9) 生命科学研究科
 - (10) 社会福祉学研究科
 - (11) ライフデザイン学研究科
 - (12) 学際・融合科学研究科
 - (13) 総合情報学研究科
 - (14) 食環境科学研究科
 - (15) 情報連携学研究科
 - (16) 健康スポーツ科学研究科
- 2 前項の研究科に、別表第1に掲げる専攻を置く。
- 3 前項のうち経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻及び経済学研究科公民連携専攻は、専ら夜間において教育を行う課程とする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、昼間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

5 各研究科における研究科規程は、別に定める。

(研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第4条の2 各研究科は、研究科及び各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定める。

(修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針)

第4条の3 各研究科は、前条の目的を達成するために、研究科及び専攻の修了の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を研究科規程に定める。

(学生定員)

第5条 前条の研究科及び専攻の学生定員は、別表第1に掲げるとおりとする。

第3章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第5条の2 本大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(成績評価基準等の明示等)

第6条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(メディアを利用して行う授業)

第6条の3 第6条の授業は文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法等)

第7条 各専攻の教育課程における科目区分、授業科目及び研究指導科目の名称、単位数、配当学年、及び履修方法等は、各研究科において研究科規程に定める。

(授業科目の委託)

第8条 各研究科において、教育研究上必要と認めるときは、外国の大学を含む他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）とあらかじめ協議の上、その大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修させた単位は10単位を超えない範囲で、これを第12条に規定する単位に充当することができる。

(研究指導の委託)

第9条 各研究科において教育研究上必要と認めるときは他の大学院又は外国の研究所等を含む研究所等（以下「研究所等」という。）とあらかじめ協議の上、学生にその大学院、研究所等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

(単位の認定)

第10条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

(既修得単位の認定)

第10条の2 研究科委員会は教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士前期課程又は修

士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

(試験及び成績評価)

第11条 試験は各研究科委員会の定める方法によって行う。

2 成績は、S (100点から90点まで)、A (89点から80点まで)、B (79点から70点まで)、C (69点から60点まで)及びD (59点以下)とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

第4章 課程の修了要件及び学位の授与

(博士前期課程又は修士課程の修了要件)

第12条 博士前期課程又は修士課程の修了要件は本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 各研究科の修了に必要な単位等は、各研究科において研究科規程に定める。

(博士後期課程の修了要件)

第13条 博士後期課程の修了の要件は、本大学院に3年(第30条第2項第2号に該当する者のうち、法科大学院を修了したものにあっては2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上(博士前期課程若しくは修士課程又は専門職学位課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者については、当該課程における在学期間を含めて3年以上)在学すれば足りるものとする。

2 各研究科の修了に必要な単位等は、各研究科において研究科規程に定める。

(最長在学年限)

第14条 本大学院に在学できる最長年限は、博士前期課程又は修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては、6年とする。

(長期にわたる課程の履修)

第14条の2 学生が職業を有している等の事情がある場合には、第2条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること(以下「長期履修制度」という。)ができる。ただし、最長在学年限は、前条に定める最長年限を超えることはできない。

2 前項に定めるもののほか、長期履修制度に関し必要な事項は、別に定める。

(修士の学位授与)

第15条 博士前期課程又は修士課程を修了した者には、次の区分により修士の学位を授与する。

- (1) 文学研究科哲学専攻 修士(文学)
- (2) 文学研究科インド哲学仏教学専攻 修士(文学)
- (3) 文学研究科日本文学文化専攻 修士(文学)
- (4) 文学研究科中国哲学専攻 修士(文学)
- (5) 文学研究科英文学専攻 修士(文学)
- (6) 文学研究科史学専攻 修士(文学)
- (7) 文学研究科教育学専攻 修士(教育学)
- (8) 文学研究科国際文化コミュニケーション専攻 修士(国際文化コミュニケーション)
- (9) 社会学研究科社会学専攻 修士(社会学)
- (10) 社会学研究科社会心理学専攻 修士(社会心理学)
- (11) 法学研究科私法学専攻 修士(法学)
- (12) 法学研究科公法学専攻 修士(法学)
- (13) 経営学研究科経営学・マーケティング専攻 修士(経営学)又は修士(マーケティング)
- (14) 経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻 修士(経営学)
- (15) 理工学研究科生体医工学専攻 修士(理工学)
- (16) 理工学研究科応用化学専攻 修士(理工学)
- (17) 理工学研究科機能システム専攻 修士(理工学)
- (18) 理工学研究科電気電子情報専攻 修士(理工学)
- (19) 理工学研究科都市環境デザイン専攻 修士(工学)
- (20) 理工学研究科建築学専攻 修士(工学)

- (21) 経済学研究科経済学専攻 修士（経済学）
- (22) 経済学研究科公民連携専攻 修士（経済学）
- (23) 国際学研究科グローバル・イノベーション学専攻 修士（グローバル・イノベーション学）
- (24) 国際学研究科国際地域学専攻 修士（国際地域学）
- (25) 国際観光学研究科国際観光学専攻 修士（国際観光学）
- (26) 生命科学研究科生命科学専攻 修士（生命科学）
- (27) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士（社会福祉学）又は修士（ソーシャルワーク）
- (28) ライフデザイン学研究科生活支援学専攻 修士（社会福祉学）又は修士（保育学）
- (29) ライフデザイン学研究科健康スポーツ学専攻 修士（健康スポーツ学）
- (30) ライフデザイン学研究科人間環境デザイン専攻 修士（人間環境デザイン学）
- (31) 学際・融合科学研究科バイオ・ナノサイエンス融合専攻 修士（バイオ・ナノサイエンス融合）
- (32) 総合情報学研究科総合情報学専攻 修士（情報学）
- (33) 食環境科学研究科食環境科学専攻 修士（食環境科学）
- (34) 情報連携学研究科情報連携学専攻 修士（情報連携学）
- (35) 健康スポーツ科学研究科健康スポーツ科学専攻 修士（健康スポーツ科学）
- (36) 健康スポーツ科学研究科栄養科学専攻 修士（栄養科学）

（博士の学位授与）

第16条 博士後期課程を修了した者には、次の区分により博士の学位を授与する。

- (1) 文学研究科哲学専攻 博士（文学）
- (2) 文学研究科インド哲学仏教学専攻 博士（文学）
- (3) 文学研究科日本文学文化専攻 博士（文学）
- (4) 文学研究科中国哲学専攻 博士（文学）
- (5) 文学研究科英文学専攻 博士（文学）
- (6) 文学研究科史学専攻 博士（文学）
- (7) 文学研究科教育学専攻 博士（教育学）
- (8) 文学研究科国際文化コミュニケーション専攻 博士（国際文化コミュニケーション）
- (9) 社会学研究科社会学専攻 博士（社会学）
- (10) 社会学研究科社会心理学専攻 博士（社会心理学）
- (11) 法学研究科私法学専攻 博士（法学）
- (12) 法学研究科公法学専攻 博士（法学）
- (13) 経営学研究科経営学・マーケティング専攻 博士（経営学）又は博士（マーケティング）
- (14) 経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻 博士（経営学）又は博士（会計・ファイナンス）
- (15) 理工学研究科生体医工学専攻 博士（理工学）
- (16) 理工学研究科応用化学専攻 博士（理工学）
- (17) 理工学研究科機能システム専攻 博士（理工学）
- (18) 理工学研究科電気電子情報専攻 博士（理工学）
- (19) 理工学研究科建築・都市デザイン専攻 博士（工学）
- (20) 経済学研究科経済学専攻 博士（経済学）
- (21) 国際学研究科国際地域学専攻 博士（国際地域学）
- (22) 国際観光学研究科国際観光学専攻 博士（国際観光学）
- (23) 生命科学研究科生命科学専攻 博士（生命科学）
- (24) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士（社会福祉学）又は博士（ソーシャルワーク）
- (25) ライフデザイン学研究科ヒューマンライフ学専攻 博士（社会福祉学）又は博士（健康スポーツ学）
- (26) ライフデザイン学研究科人間環境デザイン専攻 博士（人間環境デザイン学）
- (27) 学際・融合科学研究科バイオ・ナノサイエンス融合専攻 博士（バイオ・ナノサイエンス融合）

- (28) 総合情報学研究科総合情報学専攻 博士（情報学）
- (29) 食環境科学研究科食環境科学専攻 博士（食環境科学）
- (30) 情報連携学研究科情報連携学専攻 博士（情報連携学）
- (31) 健康スポーツ科学研究科健康スポーツ科学専攻 博士（健康スポーツ科学）
- (32) 健康スポーツ科学研究科栄養科学専攻 博士（栄養科学）

（課程によらない者の博士の学位授与）

第17条 博士の学位は、前条の規定にかかわらず、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、かつ、専攻学術に関し博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

（学位規程）

第18条 学位の授与に関し、必要な事項は、東洋大学学位規程（昭和37年4月1日施行）の定めによる。

第5章 教育職員の免許状

（授与される免許状の所要資格と履修すべき授業科目）

第19条 各専攻において取得できる教育職員の免許状は、各研究科において研究科規程に定める。

- 2 前項の免許状取得のための授業科目及び単位数は、各研究科において研究科規程に定める。

第6章 教員組織

（担当教員）

第20条 本大学院には、教育研究上の目的を達するため、研究科及び専攻の規模並びに学位の種類に応じて、必要な教員を置く。

- 2 本大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しなければならない。
- 3 本大学院における授業科目及び研究指導を担当する教員は、別に定める本学大学院教員資格に該当する東洋大学の専任教員又はこれに相当する資格があると認められる客員教授をもってこれに充てる。ただし、特別の事情があるときは非常勤講師に授業科目を担当させることができる。

第7章 運営組織

第21条 削除

（研究科委員会の組織）

第22条 学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項及び当該研究科の運営に関する事項を審議するために、各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会規程は別に定める。

（研究科長）

第23条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

第24条 削除

（専攻長）

第25条 各研究科の専攻に専攻長を置く。

- 2 専攻長は、当該専攻に関する校務をつかさどる。

（研究科長会議）

第26条 本大学院運営のために研究科長会議を置く。

- 2 研究科長会議規程は別に定める。

第27条 削除

第28条 削除

第8章 入学、留学、休学、退学及び除籍

（入学の時期）

第29条 入学の時期は、学期の初日から30日以内とする。

（入学の資格）

第30条 博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したものに限る。）を有する者として当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者
 - (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者
 - (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者
 - (12) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において当該者を大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (13) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職学位を有する者
 - (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により、国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 学校教育法施行規則第156条第5号の規定による外国の学校等において、大学院設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の選考)

第31条 入学志願者については、学力、資質、健康について考査する。

- 2 外国語については、博士前期課程又は修士課程においては、少なくとも1カ国語以上の外国語に通じていなければならない。博士後期課程においては少なくとも2カ国語以上の外国語に通じていなければならない。

(外国人の学生の入学の選考)

第32条 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、又はこれに準ずる者は第30条及び第31条の規定にかかわらず、特別の選考を経て入学を許可することがある。

(入学の志願)

第33条 入学志願者は、所定の入学志願書その他の出願書類に入学検定料を添えて所定の期日までに願い出なければならない。

- 2 入学検定料は、別表第2のとおりとする。

(入学の手続)

第34条 入学を許可された者は、指定期日までに所定の入学手続をしなければならない。

(留学)

第34条の2 学長は、本大学院生が外国の大学で学修することを願い出たときは、当該研究科委員会の意見を聴いて留学を許可することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年数に算入する。
- 3 本大学院の留学に関する事項は、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第34条の3 学生は、他の研究科又は専攻、他の大学又は大学院等と併せて在学することはできない。ただし、東洋大学と東洋大学の協定大学の間で実施されるダブル・ディグリー・プログラム等への参加者には適用しない。

(休学)

第35条 病気その他やむをえない理由で引き続き3カ月以上出席することのできない者は、その理由を付して願い出て、許可を受けなければならない。許可を受けた場合は休学とする。

- 2 休学の期間は、次のとおりとする。
 - (1) 当該学期限りとし、1学期分に限り延期することができる。ただし、特別の事情がある場合には引き続き2学期分に限り当該研究科委員会の審議を経て休学を延長させることができる。
 - (2) 博士前期課程及び修士課程においては通算して4学期、博士後期課程においては通算して6学期を超えることができない。
- 3 休学の期間は、在学年数に算入しない。
- 4 休学した者が、休学の期間が満了した場合又は休学期間中に休学の理由が消滅したときは、復学を願い出て、許可を受けなければならない。
- 5 休学を許可された者は、所定の在籍料を納入しなければならない。

(退学)

第36条 病気その他の理由で退学しようとする者は、その理由を付して願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、所定の手続を経て、除籍する。

- (1) 所定の学費の納付を怠った者
- (2) 在学できる年数を超えた者
- (3) 新入生で指定された期限までに履修届を提出しないこと、その他本大学院において修学の意思がないと認められる者
- (4) 外国人留学生で出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)に定める「留学」の在留資格の入国査証の発給が拒否された者

(再入学)

第38条 退学した者及び第37条の規定(第2号に掲げる者を除く)により除籍された者が再入学を願い出たときは、選考のうえこれを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

2 博士後期課程において所定の研究指導を受けた者が、3年を超えて在学した後退学し、学位論文提出のために再入学する場合の取扱いは、東洋大学学位規程に定めるところによる。

(入学、休学、復学、退学及び再入学の許可)

第39条 入学、休学、復学、退学及び再入学の許可は、当該研究科委員会の意見を聴いて学長がこれを行う。

第9章 学生納付金

(学生納付金)

第40条 学生納付金は、別表第2のとおりとする。ただし、第14条の2第1項の規定による長期履修制度の学生納付金については、別表第2を基に別に定める。

(学生納付金の返還制限)

第41条 一旦納入した学生納付金は、返還しない。

(学位論文審査料)

第42条 学位論文の審査料は、別表第3のとおりとする。

第10章 受託学生、科目等履修生、研究生、特別科目履修生、特別研究生、特別学生、外国人研修生及び交換留学生

(受託学生)

第43条 本大学院においては、他の大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、その大学院の学生又は研究所等の研究員等に本大学院の授業科目を履修し又は研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の場合について、必要な事項は、別に定める。

第43条の2 公の機関、団体、外国政府等から、本大学院の授業科目又は特定課題について研究指導の委託があるときは、第29条から第32条までの規定にかかわらず、正規の学生の修学を妨げない限り、選考のうえ許可することができる。

2 受託学生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

3 前項の試験を受けた者には証明書を交付する。

4 受託学生の選考料及び納付金は、別表第2のとおりとする。

5 その他、受託学生は正規の学生に関する規程を準用する。

(科目等履修生)

第44条 本大学院の授業科目について科目履修を希望する者がいるときは、正規の学生の修学を妨げない限り、選考のうえ許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第45条 本大学院において、特定の専門領域について研究を希望する者がいるときは、正規の学生の修学を妨げない限り、選考のうえ許可することができる。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別科目履修生)

第46条 第8条に規定する授業科目の履修を希望する者がいるときは、これを特別科目履修生として許可することができる。

2 特別科目履修生に関する規程は、別に定める。

(特別研究生)

第47条 第9条に規定する研究指導を希望する者がいるときは、これを特別研究生として許可することができる。

2 特別研究生に関する規程は、別に定める。

(特別学生)

第48条 国内留学者、外国人研究者、外国の大学の大学院学生で特定課題について研究指導を希望する者がいるときは、第29条から第32条までの規定にかかわらず、選考のうえ許可することができる。

(外国人研修生)

第49条 外国籍を有する者で、本大学院の課程に入学することを目的として、本大学院において研究指導を希望する者がいるときは、選考のうえ許可することができる。

2 外国人研修生に関する規程は、別に定める。

(交換留学生)

第49条の2 交換留学生受入れは、別に定める受入れに関する規程により行うことができる。

第11章 学年、学期及び休日

(学年及び学期)

第50条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、経営学研究科、理工学研究科、経済学研究科公民連携専攻、国際学研究科、国際観光学研究科、生命科学研究科、学際・融合科学研究科、総合情報学研究科、食環境科学研究科及び情報連携学研究科の秋学期入学生については、学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、前項の規定にかかわらず、研究科委員会の意見を聴いて春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第51条 本学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）を次のとおり定める。ただし、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日

(3) 創立記念日（9月16日）及び学祖祭（6月6日）

(4) 夏季休業 8月上旬から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

(6) 春季休業 2月上旬から3月31日まで

第12章 奨学制度

(奨学)

第52条 本大学院に東洋大学奨学制度を置く。

2 前項の奨学に関する規程は、別に定める。

第13章 賞罰

(褒賞)

第53条 学生にして品行方正、学術優秀又は善行のあった者は、次のとおり褒賞する。

(1) 特待生 一定期間授業料を免除又は減額することがある。

(2) 優等生 賞状及び賞品を授与する。

(3) その他の褒賞

(懲戒)

第54条 学生にして本学則若しくはこれに基づいて定められた学内諸規程に違反し、その他学生としての本分に反する行為のあった者に対しては懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 施設及び設備

(講義室等)

第55条 本大学院にその教育研究に必要な講義室、演習室、実験室、実習室、研究室を備える。

2 東洋大学の学部、附属の研究所等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には必要に応じて共用することができる。

3 東洋大学の附属図書館に本大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌等を備える。

第15章 事務組織

(事務組織)

第56条 本大学院の事務を遂行するため、必要な事務組織を置く。

(改正)

第57条 この学則の改正は、学長が各研究科委員会の意見を聴き研究科長会議の審議を経て理事会に提案し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行日及び適用)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度入学者から適用する。
- 2 昭和52年度以前に入学した学生は旧学則を適用する。ただし、当該研究科委員会において研究指導上必要と認めた場合にはこの学則を適用することができる。

附 則 (昭和60年4月1日)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 経過措置
改正後の別表第2は昭和60年度の入学生から適用し、昭和59年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、昭和59年度以前の入学生についても適用する。

○ 博士前期課程・修士課程

文学研究科中国哲学専攻

中国哲学研究Ⅰ、中国哲学研究Ⅱ、中国文学特論Ⅰ

中国文学特論Ⅱ、中国文学演習Ⅰ、中国文学演習Ⅱ

中国語学研究Ⅰ、中国語学研究Ⅱ

社会学研究科社会学専攻

社会学演習Ⅷ(社会工学演習)、社会学研究指導Ⅷ

工学研究科電気工学専攻

システムシミュレーション、推論機構学

工学研究科土木工学専攻

土木工学特別演習Ⅰ、応用力学特論Ⅰ、応用力学特論Ⅱ

○ 博士後期課程

社会学研究科社会学専攻

社会学研究指導Ⅳ

工学研究科機械工学専攻

機械工学特殊研究Ⅴ、機械工学研究指導Ⅴ

工学研究科電気工学専攻

電気工学研究指導

工学研究科応用化学専攻

応用化学研究指導Ⅵ

附 則 (昭和61年4月1日)

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 経過措置
(1) 改正後の別表第2は昭和61年度の入学生から適用し、昭和60年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、昭和60年度以前の入学生についても適用する。

○ 博士前期課程・修士課程

経営学研究科経営学専攻

企業論特論、アジアの企業特論

アジアの企業演習、会計学演習Ⅱ

- (2) 昭和60年度以前の入学生の学生納付金は、第40条別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年4月1日)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2は昭和61年度以前の入学生にも適用する。

附 則 (昭和63年4月1日)

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2は昭和62年度以前の入学生にも適用する。

附 則（昭和63年9月26日）

1 この学則は、昭和63年9月26日から施行する。

2 経過措置

昭和63年度以前の入学生の学生納付金は、第40条別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月1日）

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2は昭和63年度以前の入学生にも適用する。

附 則（平成元年5月30日）

この学則は、平成元年5月30日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

1 この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度入学生から適用する。

2 平成元年度以前の入学生については、第40条別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ただし、一般施設設備資金については、各年度の当該額に消費税法第29条に定める税率100分の3を乗じた額を加算する。

附 則（平成2年4月1日）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年7月1日）

1 この学則は、平成3年7月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第40条別表第4については平成3年10月1日から施行し、平成4年度入学生から適用する。

3 平成3年度以前の入学生については、第40条別表第4の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、一般施設設備資金については各年度の当該額に103分の100を乗じた額とする。

附 則（平成4年4月1日）

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2は平成3年度以前の入学生にも適用する。

附 則（平成5年4月1日）

この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成4年度以前の入学生にも適用する。

附 則（平成5年7月1日）

この学則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成5年11月1日）

この学則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月5日）

1 この学則は、平成6年9月5日から施行する。

2 平成6年度以前の入学生の学生納付金については、第40条別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年4月1日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 工学研究科の平成7年度以前の入学生については、第7条別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成9年4月1日）

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 工学研究科の平成8年度以前博士後期課程入学生については、第7条別表第2の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月1日）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科の平成9年度以前博士前期課程及び博士後期課程入学生については、第7条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月1日）

- 1 この学則は、平成10年9月1日から施行する。
- 2 平成10年度受託学生及び科目等履修生の選考料及び登録料については、第40条及び第43条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月1日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月1日）

この学則は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に文学研究科日本史学専攻に在学する者については、第7条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に工学研究科に在学する者については、第7条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条別表第2は、平成17年度以前の入学生にも適用する。ただし、次の科目については、平成17年度の新入生から適用する。

○ 博士前期課程

文学研究科史学専攻

資料管理学

附 則（平成18年4月1日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条及び第5条別表第1、第7条別表第2、第19条別表第3については、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に経営学研究科又は経済学研究科に在学する者については、第7条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、現に経営学研究科経営学専攻に在学する者については、第7条別表第2、第29条並びに第50条第1項及び第3項の規定にかかわらず、従前の例による。

3 この学則施行の際、現に経済学研究科経済学専攻に在学する者については、第7条別表第2の規定にかかわらず、従前の例による。

4 この学則施行の際、現に福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻に在学する者については、第7条別表第2、第15条並びに第16条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成21年4月1日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の第40条別表第4は、平成21年度以前の入学生にも適用する。

附 則（平成22年4月1日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、現に文学研究科仏教学専攻に在学する者については、第7条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、現に工学研究科に在学する者については、第7条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則施行の際、現に文学研究科国文学専攻に在学する者については、第7条別表第2の規定

にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、現に文学研究科各専攻、社会学研究科各専攻及び経済学研究科経済学専攻に在学する者については、第7条別表第2及び第50条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成26年度以前の入学生についても適用する。

○ 博士前期課程

文学研究科インド哲学仏教学専攻

インド哲学仏教学特殊演習A、インド哲学仏教学特殊演習B

社会学研究科社会学専攻

外国語表現法A、外国語表現法B

社会学研究科社会心理学専攻

外国語表現法A、外国語表現法B

3 改正後の第40条別表第4は、平成26年度以前の入学生にも適用する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 国際地域学研究科及び福祉社会デザイン研究科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第4条、第5条別表第1については、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日学則第118号）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生については、改正後の第4条の3及び第51条第3号を除き、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日学則第126号）

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 文学研究科英語コミュニケーション専攻、経営学研究科経営学専攻及びマーケティング専攻は、改正後の第4条第2項別表第1の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の第5条別表第1については、平成31年度入学生から適用し、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日学則第20号）

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、現に法学研究科各専攻に在学する者については、第35条第2項及び第50条第

2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月1日学則第73号）

この学則は、2020年6月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日学則第1号）

1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

2 社会学研究科福祉社会システム専攻は、改正後の第4条第2項別表第1の規定にかかわらず、2021年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続する。

附 則（令和5年4月1日学則第●号）

1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項及び第5条関係）

研究科名	専攻名	博士課程				修士課程	
		前期課程		後期課程		入学定員	収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
文学研究科	哲学専攻	5	10	3	9		
	インド哲学仏教学専攻	4	8	3	9		
	日本文学文化専攻	10	20	3	9		
	中国哲学専攻	4	8	3	9		
	英文学専攻	5	10	3	9		
	史学専攻	6	12	3	9		
	教育学専攻	20	40	4	12		
	国際文化コミュニケーション専攻	10	20	3	9		
社会学研究科	社会学専攻	10	20	3	9		
	社会心理学専攻	12	24	5	15		
法学研究科	私法学専攻	10	20	5	15		
	公法学専攻	10	20	5	15		
経営学研究科	経営学・マーケティング専攻	22	44	4	12		
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	28	56	3	9		
理工学研究科	生体医工学専攻	18	36	3	9		
	応用化学専攻	12	24	3	9		
	機能システム専攻	15	30	3	9		
	電気電子情報専攻	11	22	3	9		
	都市環境デザイン専攻	8	16				
	建築学専攻	14	28				
	建築・都市デザイン専攻			3	9		
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9		
	公民連携専攻					30	60
国際学研究科	グローバル・イノベーション学専攻					10	20
	国際地域学専攻	15	30	5	15		
国際観光学研究科	国際観光学専攻	15	30	3	9		
生命科学研究科	生命科学専攻	20	40	4	12		

社会福祉学研究所	社会福祉学専攻	20	40	5	15		
ライフデザイン学 研究所	生活支援学専攻					10	20
	健康スポーツ学専攻					10	20
	ヒューマンライフ学専攻			5	15		
	人間環境デザイン専攻	10	20	4	12		
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス 融合専攻	12	24	4	12		
総合情報学研究所	総合情報学専攻	15	30	3	9		
食環境科学研究科	食環境科学専攻	10	20	2	6		
情報連携学研究所	情報連携学専攻	20	40	4	12		
健康スポーツ科学 研究所	健康スポーツ科学専攻	20	40	5	15		
	栄養科学専攻	10	20	3	9		
合計		411	822	115	345	60	120

別表第2 (第40条関係)

(1) 博士前期課程及び修士課程 (健康スポーツ科学研究科は調整中)

(単位:円)

		文学、社会学、法学、 経営学 (ビジネス・ 経営学 (ビジネス・ 会計ファイナンス専 攻中小企業診断士登 録養成コース除 く。)、経済学 (公 民連携専攻除く。)、 国際学、国際観光学、 社会福祉学、ライフ デザイン学 (人間環 境デザイン専攻除 く。) 各研究科	理工学、生命科学、 学際・融合科学、総 合情報学、食環境科 学各研究科	情報連携学研究所
入学検定料		35,000	35,000	35,000
入学金		270,000	270,000	270,000
授業料		450,000	550,000	550,000
一般施設設備資金		90,000	130,000	250,000
実験実習費			120,000	
受託学生並び に科目等履修 生	選考料	20,000	20,000	20,000
	登録料	10,000	10,000	10,000
	科目等履修料 (各学期1科目につ き)	21,500	21,500	21,500

(単位:円)

		経営学研究科ビジネ ス・会計ファイナン ス専攻中小企業診断 士登録養成コース	経済学研究科公民連 携専攻	ライフデザイン学研 究科人間環境デザイ ン専攻
入学検定料		35,000	35,000	35,000
入学金		270,000	270,000	270,000
授業料		900,000	600,000	450,000
一般施設設備資金		90,000	300,000	90,000

実験実習費		160,000		70,000
受託学生並びに科目等履修生	選考料		20,000	20,000
	登録料		10,000	10,000
	科目等履修料 (各学期1科目につき)		21,500	21,500

(2) 博士後期課程(健康スポーツ科学研究科は調整中)

(単位:円)

	文学、社会学、法学、経営学、経済学、国際学、国際観光学、社会福祉学、ライフデザイン学(人間環境デザイン専攻除く。)各研究科	理工学、生命科学、学際・融合科学、総合情報学、食環境科学各研究科	ライフデザイン学研究科人間環境デザイン専攻	
入学検定料	35,000	35,000	35,000	
入学金	270,000	270,000	270,000	
授業料	450,000	550,000	450,000	
一般施設設備資金	70,000	80,000	70,000	
実験実習費		120,000	70,000	
受託学生並びに科目等履修生	選考料	20,000	20,000	20,000
	登録料	10,000	10,000	10,000
	科目等履修料 (各学期1科目につき)	21,500	21,500	21,500

(単位:円)

	情報連携学研究科	
入学検定料	35,000	
入学金	270,000	
授業料	550,000	
一般施設設備資金	200,000	
実験実習費		
受託学生並びに科目等履修生	選考料	20,000
	登録料	10,000
	科目等履修料(各学期1科目につき)	21,500

別表第3(第42条関係)

(単位:円)

	学位論文審査料
修士	5,000
博士甲	20,000
博士乙	(1) 20,000 (2) 200,000

(注、(1)は本大学院博士後期課程満期退学者、(2)は学外者)

東洋大学大学院健康スポーツ科学研究科規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、東洋大学大学院学則（昭和29年4月1日施行。以下「学則」という。）第4条第5項に基づき、東洋大学大学院健康スポーツ科学研究科（以下「健康スポーツ科学研究科」という。）の教育研究に関し必要な事項を定める。

（人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的）

第2条 健康スポーツ科学研究科は、学則第4条の2に基づき、研究科及び各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

（修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針）

第3条 健康スポーツ科学研究科は、学則第4条の3に基づき、各専攻の修了の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を別表第2のとおり定める。

（教育課程）

第4条 健康スポーツ科学研究科は、学則第5条の2及び第7条に基づき、各専攻の教育課程における科目区分、授業科目及び研究指導科目の名称、単位数、配当学年、履修方法を別表第3のとおり定める。

（修了に必要な単位等）

第5条 健康スポーツ科学研究科は、学則第12条及び第13条に基づき、各専攻の修了に必要な単位等を別表第4のとおり定める。

（改正）

第6条 この規程の改正は、学長が健康スポーツ科学研究科委員会の意見を聴き、研究科長会議の審議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表第1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（第2条関係）

健康スポーツ科学研究科

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
【博士前期課程】
(1)どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか
健康やスポーツへの人々の関心が飛躍的に高まっている近年の日本及び世界においては、運動や栄養を媒体とした健康増進やスポーツ振興に、エビデンスをもって科学的に取り組める専門性の高い人材が広く求められるところである。 当研究科では健康スポーツ学、スポーツ科学、栄養科学に関する深い見識を持った高度専門職業人ならびに教育研究者を養成し、乳幼児から高齢者・障がい者等に至る幅広いフィールドにおける健康の増進や、スポーツを「する人」から「みる人」「支える人」までを対象としたさまざまな局面におけるスポーツの振興に、個人から集団まで、自治体・学校から民間企業まで、地域社会から国際社会まで、様々なフィールドで貢献することを目的とする。
(2)学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的
以下の能力を習得させることを目的とする。 ①創造性豊かな優れた研究・開発能力 ②高度な専門知識・能力 ③知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養 ④学士力（平成20年中教審答申）を深化させた課題探求能力 ⑤社会的・職業的自立及び社会・職業への円滑な移行のための基礎的・汎用的能力

⑥イノベーション創出に向けて必要な資質
⑦グローバル人材に必要な資質
⑧社会人基礎力
【博士後期課程】
(1)どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか
運動及び栄養による健康増進・スポーツ振興及びアスリート支援の各分野において、国内に留まらず国際的にも活躍することが期待できる独立した研究者、教育者、スポーツや栄養関連の企業、官公庁、団体等において指導能力を発揮できる職業人を養成する。
(2)学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的
健康、スポーツ、栄養といった各専門分野の研究を自ら推進し、実践的かつグローバルな視点に立った課題設定能力と問題解決能力を習得させることを目的とする。

健康スポーツ科学研究科 健康スポーツ科学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
【博士前期課程】
(1)どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか
以下のような人材を養成することを目指す。 ①健康スポーツ科学の立場から、健康増進や健康寿命の延伸、生活習慣病の予防対策、さらには今日広がっている健康格差の是正に貢献できる専門職業人やそれを支える研究者を養成する。 ②スポーツ科学の立場から、競技力の向上、スポーツ傷害の予防、コンディションの維持まで、広い視野をもって現場で活躍できる専門職業人やそれを支える研究者を養成する。 ③グローバル社会の到来を踏まえ、国際的に活躍できる高度な専門能力や知識を有する健康指導やアスリートサポートの専門職業人、及びそれを支える研究者を養成する。 ④保健体育科の教職教育の一層の発展を目指し、高度な実践的指導力や専門的力量を備えた保健科教諭・保健体育科教諭ならびに養護教諭、及びその研究者を養成する。
(2)学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的
以下の能力を習得させることを目的とする。 ①エビデンスに基づいて、多様な条件の人々のニーズに応じた適切なスポーツ指導やアスリートのサポートができる能力 ②科学的な立場からスポーツの傷害の状況と原因を見極め、予防できる能力 ③異文化を理解し、グローバルな発想のもとで、健康やスポーツを通じて、交流、協同できる能力 ④幅広い学問領域から健康やスポーツの特性を理解した上で、社会においてスポーツ実践の機会を提供し、また適切に運営できる能力
【博士後期課程】
(1)どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか
健康スポーツ学及びスポーツ科学の各分野において国際的にも活躍することが期待できる独立した研究者、教育者、及び福祉施設や企業、官公庁において指導能力を有する職業人を養成する。
(2)学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的
健康スポーツ学及びスポーツ科学の各専門分野の研究を自ら推進し、実践的かつグローバルな視点に立った課題設定能力と問題解決能力を習得させることを目的とする。

健康スポーツ科学研究科 栄養科学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
【博士前期課程】
(1)どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか
以下のような人材を養成することを目指す。 ①健康寿命の延伸を主目的に、データサイエンスとスポーツサイエンス領域を融合した栄養科

<p>学領域を確立し、本領域に特化した高度な専門性を有する人材を養成する。</p> <p>②専門領域は機能性成分探索や生体応答の解析に基づく未病対策研究を行う「ニュートリションサイエンス」、栄養疫学やヒト介入研究に基づく未病対策方法の開発を行う「ニュートリションヘルス」及びEBNS（Evidenced-based Nutrition Science）に基づく未病対策方法の実践研究を行う「ニュートリションビジネス」からなる。</p> <p>これらの層が単一ではなく、階層化され、全領域の研究を網羅できることが、本研究科の特色、かつ人材育成の強みでもあり、それを「アスリートのサポート」「中高齢未病者のサポート」「地域・自治体の活性化」に繋げていける人材を養成する。</p>
<p>(2)学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的</p>
<p>以下の能力を習得させることを目的とする。</p> <p>①エビデンスに基づいて、多様な条件の人々のニーズに応じた適切な栄養指導ができる能力</p> <p>②科学的な立場から生体機能成分や栄養疫学の解析を行い、未病対策方法を提示できる能力</p> <p>③健康に役立つスポーツと栄養の相互研究を通じて、健康寿命延伸に関わる課題を設定できる能力</p> <p>④異文化を理解し、グローバルな発想のもとで、栄養科学を通じて、交流、協同できる能力</p>
<p>【博士後期課程】</p>
<p>(1)どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか</p>
<p>栄養科学、スポーツ栄養学、健康栄養学等の各専門分野における研究を自ら発案し実施できる人材を育成する。専門知識の探求と専門資格（スポーツ栄養士等）の取得及び産学連携や地域連携活動を通じて、国内外の企業、大学、研究機関、教育機関、官公庁等で活躍できる、即戦力と専門力を有した人材を養成する。</p>
<p>(2)学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的</p>
<p>栄養科学、スポーツ栄養学、健康栄養学等の各専門分野の研究を自ら推進し、実践的かつグローバルな視点に立った課題設定能力と問題解決能力を習得させることを目的とする。</p>

別表第2 修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針(第3条関係)

健康スポーツ科学研究科 健康スポーツ科学専攻

<p>1.修了の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）</p>
<p>【博士前期課程】</p> <p>以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果（特定課題研究論文）の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。</p> <p>①哲学教育に基づき、高度職業専門人としての倫理観や高い見識を習得し、リーダーシップを発揮し、社会貢献できる能力を身につけている。</p> <p>②健康スポーツ及びアスリートスポーツに関する高度な専門知識及び技能、調査手法を身につけている。</p> <p>③健康スポーツ及びアスリートスポーツ領域の各専門分野において国際的に活躍するべく、国内外の地域における身体・健康文化を理解・尊重した上で、専門性を発揮できる資質を身につけている。</p> <p>④データ解析など科学的な検証手法を用いながら、健康スポーツ及びアスリートスポーツの関連機関や産業、地方自治体、国際機関等で、高度専門職業人として活躍できる実践的能力を身につけている。</p> <p>⑤課題解決能力、プレゼンテーション能力、論理的思考力等を習得し、自らの研究成果を学会での発表、学術論文の執筆を通じて情報を発信できる能力を身につけている。</p>
<p>【博士後期課程】</p> <p>以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。</p>

- ①哲学教育に基づき、専門家としての高い倫理観や見識を習得し、国際社会共通の課題の解決に関心と意欲をもち、国際社会においてリーダーシップを発揮し、社会貢献できる能力を身につけている。
- ②健康スポーツ及びアスリートスポーツの各専門領域が抱える諸問題について、高度な理論的背景に基づき、構造を多角的に分析し、科学的手法により評価する能力を身につけている。
- ③スポーツを通じた「Quality of Life（生活の質）の維持・増進」の実現のため、健康スポーツ科学の自立した研究者として、問題解決に向けた新たな理論の構築や、さらに実践現場における適切な指導を行うことで、社会に貢献できる能力を身につけている。
- ④課題解決能力、プレゼンテーション能力、論理的思考力等を習得し、自らの研究成果を国内又は海外の学会又は学術論文等を通じて、的確に情報発信できる能力を身につけている。

2.教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

【博士前期課程】

(1)教育課程の編成／教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。

- ①授業科目については、高度で幅広い知識や技能を習得させるために健康スポーツ科学の各学問領域（スポーツサイエンス、ヘルスプロモーション&エデュケーション、スポーツカルチャー、アスレティック&コンディショニング）に関する必要な専門科目を配置する。
- ②健康スポーツ及びアスリートスポーツに関する専門知識や技能を統合し、高い専門性を駆使して問題解決能力を習得するための科目を配置する。
- ③健康スポーツ及びアスリートスポーツの分野で国際的に活躍する能力を養い、また、国際学会での研究発表、海外の専門誌にアクセプトされるために、英文でのプレゼンテーションおよび論文作成法を科目として配置する。
- ④研究指導については修士論文作成に向けた調査・研究手法に関する科目を開講する。
- ⑤客観的に研究科の教育・研究レベルを確認すると同時に、その質を担保するために委員会による外部評価制度を導入する。

(2)成績の評価

成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

- ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。
- ②研究指導については、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、研究過程における達成度を、中間発表会及び口頭試問等から論文報告会を通じて、研究指導教員及び本専攻所属教員が組織的に評価する。
- ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

【博士後期課程】

(1)教育課程の編成／教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。

- ①授業科目については、健康スポーツ科学専攻（博士前期課程）における学修を基礎とし、健康スポーツ科学の各学問領域（スポーツサイエンス、ヘルスプロモーション&エデュケーション、スポーツカルチャー、アスレティック&コンディショニング）に関する専門知識や技能を習得するための高度な専門科目を配置する。
- ②学生の国際性を伸ばすために、海外で開催される学会での発表や、海外の学術雑誌への投稿を推奨し、そのための指導も行う。
- ③研究指導科目については、研究計画の批判的検討、及び定量的・定性的調査の特性を理解させたうえで適切な調査実施を重視し、学生自身が研究テーマの学術上の意義を認識しながら、論理的根拠のもとに自立して研究を行えるよう、主査および副査の連携のもとで指導を行う。
- ④研究指導の効果を一層上げるために、必要に応じて主査及び副査以外の教員からの指導を受ける機会を設け、さらに外部研究機関及び自治体等とも協力体制を構築し、幅広い健康スポーツ科

<p>学領域の研究指導を行う。</p> <p>⑤客観的に研究科の教育・研究レベルを確認すると同時に、その質を担保するために委員会による外部評価制度を導入する。</p> <p>(2)成績の評価</p> <p>成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。</p> <p>①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。</p> <p>②研究指導については、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、研究過程における達成度を、中間発表会及び口頭試問等から論文報告会を通じて、研究指導教員及び本専攻所属教員が組織的に評価する。</p> <p>③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。</p>
<p>3.入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>【博士前期課程】</p> <p>入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。</p> <p>①健康スポーツ科学に関する基本的な知識（人文科学・社会科学・自然科学の知識）がある者</p> <p>②人々の生活の質（QOL）の創造に貢献し、それに関わる課題を積極的に解決しようとする意欲がある者</p> <p>③国際社会において健康スポーツに関わる指導者として活躍する意欲があり、それに関わる研究に積極的に携わろうとする意欲がある者</p> <p>④セカンドキャリアの形成に意欲があるアスリート</p> <p>⑤教職の専修免許状の取得に意欲がある者</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。</p> <p>①健康やスポーツ、そしてそれらに従事する人々を取り巻く社会的課題と関連する諸問題に精通した知識を用いて、自らの研究課題を設定し、解決する能力がある者</p> <p>②少子高齢化が進む社会において、スポーツを通じた生活の質（QOL）の維持・増進を年齢、性別、生活機能の区別なく重要な課題と考えることができる者</p> <p>③健康スポーツ科学の分野における新たな理論の構築、実践技術の開発を目指す能力及び意欲を有し、現代人の豊かなライフ（Life：生命、生活、人生）の積極的創造にスポーツを通じて寄与し、国際的にも活躍しようとする強い意欲がある者</p>

健康スポーツ科学研究科 栄養科学専攻

<p>1.修了の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>【博士前期課程】</p> <p>以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果（特定課題研究論文）の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。</p> <p>①哲学教育に基づき、高度職業専門人としての倫理観や高い見識を習得し、リーダーシップを発揮し、社会貢献できる能力を身につけている。</p> <p>②英語による栄養科学領域の知識・知見及び専門的研究手法や技能を身につけている。</p> <p>③栄養科学領域における幅広い基礎知識の習得とともに、栄養科学的視点に立って、健康寿命延伸ないしはアスリート支援に役立つ専門知識を身につけている。</p> <p>④栄養科学領域において、設定された課題について、基礎研究、応用研究、調査研究のいずれかの研究手法を用いて、研究を遂行する能力を有し、その研究成果を社会に還元できる視野の広さと社会で通用する実践的能力を身につけている。</p> <p>⑤課題解決能力、プレゼンテーション能力、論理的思考力等を習得し、自らの研究成果を国内及</p>
--

び国際学会での発表、学術論文の執筆を通じて情報を発信できる能力を身につけている。

【博士後期課程】

以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。

①哲学教育に基づき、専門家としての高い倫理観や見識を習得し、国際社会共通の課題の解決に関心と意欲をもち、国際社会においてリーダーシップを発揮し、社会貢献できる能力を身につけている。

②英語による高度な栄養科学領域の知識・知見及び専門的な研究手法や技能を身につけている。

③栄養科学領域における幅広い専門知識の習得とともに、栄養科学的視点に立って、健康寿命延伸ないしはアスリート支援に役立つ深化した専門知識を身につけている。

④栄養科学領域において、自ら解決すべき課題を設定することができ、高度な研究を独立して遂行できる能力を身につけ、その研究成果を社会に広く発信し、還元できる能力を習得している。

⑤課題解決能力、プレゼンテーション能力、論理的思考力等を習得し、自らの研究成果を国際学会、国際学術論文等を通じて、的確に情報発信できる能力を身につけている。

2.教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

【博士前期課程】

(1)教育課程の編成／教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。

①授業科目については栄養科学領域における高度で幅広い知識を習得させるために必要な専門科目を配置する。

②高度職業専門人となるために必要な高い実践力と国際性を育成するカリキュラムを構成する。

③研究指導は、栄養科学的な専門的な視点から、科学的根拠に基づいた健康寿命延伸に貢献できるような実践的能力を育成する指導を行う。

④客観的に研究科の教育・研究レベルを確認すると同時に、その質を担保するために委員会による外部評価制度を導入する。

(2)成績の評価

成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。

②研究指導については、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、研究過程における達成度を、データ報告会等を通じて、研究指導教員及び本専攻所属教員が組織的に評価する。

③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

【博士後期課程】

(1)教育課程の編成／教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。

①栄養科学領域において、高度な幅広い知識や研究能力を育成する目的で、異なる学問分野の授業の受講や他の研究室でのインターシップの機会を設ける。

②学生の国際性を育成する観点から、海外で開催される学会での発表の奨励、一定期間海外提携校等での教育やトレーニングを受ける機会を提供する。

③研究指導については、博士論文完成まで主査と複数の副査（外部施設も含む）が継続して指導を行うほか、研究指導の効果を上げるために、必要に応じて、主査及び副査以外の教員からの指導を受ける機会を設ける。

④広範囲な栄養科学の学問領域をカバーするために、外部研究機関（国内外大学、企業）及び自治体等との連携協定を締結する等、外部との積極的な協力体制を築くことで、栄養科学領域全般にわたり研究指導ができる体制を築く。

⑤客観的に研究科の教育・研究レベルを確認すると同時に、その質を担保するために委員会による外部評価制度を導入する。

(2)成績の評価 成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。 ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。 ②研究指導については、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、研究過程における達成度を、論文報告会等を通じて、研究指導教員及び本専攻所属教員が組織的に評価する。 ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。
3.入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）
【博士前期課程】 入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。 ①健康寿命延伸に関わる社会的諸課題について、学士課程修了相当の基礎的な知識を用いて、自らの研究課題を設定する能力がある者 ②栄養科学に関する基礎的な知識とその学びに対する強い意欲がある者 ③栄養科学の実践者として広く国際社会で活躍すること、及びその研究に強い意欲がある者 ④セカンドキャリアの形成に意欲のあるアスリート、栄養士・管理栄養士等の社会人
【博士後期課程】 入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。 ①健康寿命延伸に関わる社会的諸課題について、博士前期課程修了相当の専門的な知識を用いて、自らの研究課題を設定し、解決する能力がある者 ②栄養科学に関する専門的な知識とその学びに対する強い意欲のある者 ③栄養科学の専門家として独立して、広く国際社会で活躍すること、及びその研究や関連する事業に強い意欲のある者

別表第3 教育課程（第4条関係）

健康スポーツ科学研究科 健康スポーツ科学専攻 博士前期課程 授業科目

区分	必修・ 選択の 別	科目名	講義・演 習の別	配当学年	単位数	備考
共通科目	必修	健康スポーツ科学序論	講義	1	2	
共通科目	選択	研究基礎概論（研究倫理・統計）	講義	1	2	
共通科目	選択	研究プレゼンテーションⅠ	演習	1～2	2	
共通科目	選択	研究プレゼンテーションⅡ	演習	1～2	2	
共通科目	選択	英語プレゼンテーション	講義	1～2	2	
共通科目	選択	キャリアデザイン学概論	講義	1	2	
専攻科目	選択	人体構造特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	人体組織学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	運動制御特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	運動生理学・生化学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	ヘルスプロモーション特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	健康増進論特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	グループ運動指導特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	学校保健特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	養護教育特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	体育・スポーツ教育特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	体育・スポーツ指導実践特論	講義	1～2	2	

専攻科目	選択	アダプテッド体育・スポーツ特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	アダプテッド・スポーツ指導特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	健康文化特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	比較身体表現特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	地域マネジメント特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	スポーツマネジメント特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	スポーツ史特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	アスレティックコンディショニング特論Ⅰ	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	アスレティックコンディショニング特論Ⅱ	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	プリベンション実践特論	演習	1～2	2	
専攻科目	選択	リコンディショニング&リハビリ実践特論	演習	1～2	2	
専攻科目	選択	バイオメカニクス特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	スポーツ心理学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	ハイパフォーマンス特論	講義	1～2	2	

健康スポーツ科学研究科 健康スポーツ科学専攻 博士前期課程 研究指導

区分	必修・ 選択の 別	科目名	講義・演 習の別	配当学年	単位数	備考
研究指導	必修	健康スポーツ科学特別研究Ⅰ	演習	1	2	
研究指導	必修	健康スポーツ科学特別研究Ⅱ	演習	1	2	
研究指導	選択	健康スポーツ科学特別研究Ⅲ	演習	2	2	
研究指導	選択	健康スポーツ科学特別研究Ⅳ	演習	2	2	
研究指導	必修	健康スポーツ科学特別輪講Ⅰ	演習	1	2	
研究指導	必修	健康スポーツ科学特別輪講Ⅱ	演習	1	2	
研究指導	選択	健康スポーツ科学特別輪講Ⅲ	演習	2	2	
研究指導	選択	健康スポーツ科学特別輪講Ⅳ	演習	2	2	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主旨導教授1名、副指導教授1名（特に主旨導教授から指示があった場合は、2名）とし、主旨導教授は「健康スポーツ科学特別研究Ⅰ～Ⅳ」を担当する教員の中から選ぶこと。
- 「健康スポーツ科学特別研究Ⅰ～Ⅳ」及び「健康スポーツ科学特別輪講Ⅰ～Ⅳ」は、原則として各セメスタに1科目ずつ順を追って履修登録しなければならない。
- 同一科目を2回以上履修・単位修得することはできない。主旨導教授の科目であっても1回のみ履修・単位修得できるものとする。ただし、原級生及び長期履修学生は、延長したセメスタ（5セメスタ以上）において、主旨導教授の「健康スポーツ科学特別研究Ⅳ」「健康スポーツ科学特別輪講Ⅳ」をその都度履修すること。なお、この場合であっても、同科目において修了要件に充当するのは2単位のみとする。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、本大学院の他研究科・専攻の授業科目及び他大学（協定校）の授業科目を履修することができる（同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。これにより履修した単位は15単位を上限に学則第12条に規定する単位に充当することができる。ただし、当該単位数は下記の6の単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上有益と認めるときは、学則第10条の2に基づき、本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位（科目等履修生として習

得した単位を含む)を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、学則第12条に規定する単位に充当することができる。ただし、当該単位数は上記の5の単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(※この件に関する規程反映については、今後の「大学院学則」の変更を受けて各研究科の規程に反映させる際の共通の表記を待って、改めて訂正する予定です)

健康スポーツ科学研究科 栄養科学専攻 博士前期課程 授業科目

区分	必修・ 選択の 別	科目名	講義・演 習の別	配当学年	単位数	備考
共通科目	必修	健康スポーツ科学序論	講義	1	2	
共通科目	選択	研究基礎概論(研究倫理・統計)	講義	1	2	
共通科目	選択	研究プレゼンテーションⅠ	演習	1～2	2	
共通科目	選択	研究プレゼンテーションⅡ	演習	1～2	2	
共通科目	選択	英語プレゼンテーション	講義	1～2	2	
共通科目	選択	キャリアデザイン学概論	講義	1	2	
専攻科目	選択	生体防御学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	分子食理学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	栄養生理学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	スポーツ栄養学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	疾患モデル学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	最新栄養学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	栄養疫学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	行動生理学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	生活習慣予防学概論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	社会医学特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	健康産業ビジネス概論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	プロバイオティクス特論	講義	1～2	2	
専攻科目	選択	競技別栄養管理演習	演習	1～2	2	
専攻科目	選択	保健機能食品特論	講義	1～2	2	

健康スポーツ科学研究科 栄養科学専攻 博士前期課程 研究指導

区分	必修・ 選択の 別	科目名	講義・演 習の別	配当学年	単位数	備考
研究指導	必修	栄養科学特別研究Ⅰ	演習	1	2	
研究指導	必修	栄養科学特別研究Ⅱ	演習	1	2	
研究指導	選択	栄養科学特別研究Ⅲ	演習	2	2	
研究指導	選択	栄養科学特別研究Ⅳ	演習	2	2	
研究指導	必修	栄養科学特別輪講Ⅰ	演習	1	2	
研究指導	必修	栄養科学特別輪講Ⅱ	演習	1	2	
研究指導	選択	栄養科学特別輪講Ⅲ	演習	2	2	
研究指導	選択	栄養科学特別輪講Ⅳ	演習	2	2	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名、副指導教授1名(特に主指導教授から指示があった場合は、

2名)とし、主指導教授は「栄養科学特別研究Ⅰ～Ⅳ」を担当する教員の中から選ぶこと。

3 「栄養科学特別研究Ⅰ～Ⅳ」及び「栄養科学特別輪講Ⅰ～Ⅳ」は、原則として各セメスタに1科目ずつ順を追って履修登録しなければならない。

4 同一科目を2回以上履修・単位修得することはできない。主指導教授の科目であっても1回のみ履修・単位修得できるものとする。ただし、原級生及び長期履修学生は、延長したセメスタ(5セメスタ以上)において、主指導教授の「栄養科学特別研究Ⅳ」と「栄養科学特別輪講Ⅳ」をその都度履修すること。なお、この場合であっても、同科目において修了要件に充当するのはそれぞれの2単位のみとする。

5 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、本大学院の他研究科・専攻の授業科目及び他大学(協定校)の授業科目を履修することができる(同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない)。これにより履修した単位は15単位を上限に学則第12条に規定する単位に充当することができる。ただし、当該単位数は下記の6の単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

6 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上有益と認めるときは、学則第10条の2に基づき、本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位(科目等履修生として習得した単位を含む)を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、学則第12条に規定する単位に充当することができる。ただし、当該単位数は上記の5の単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(※この件に関する規程反映については、今後の「大学院学則」の変更を受けて各研究科の規程に反映させる際の共通の表記を待って、改めて訂正する予定です)

健康スポーツ科学研究科 健康スポーツ科学専攻 博士後期課程 授業科目

区分	必修・ 選択の 別	科目名	講義・演 習の別	配当学年	単位数	備考
研究指導	必修	健康スポーツ科学特殊研究Ⅰ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	健康スポーツ科学特殊研究Ⅱ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	健康スポーツ科学特殊研究Ⅲ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	健康スポーツ科学特殊研究Ⅳ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	健康スポーツ科学特殊研究Ⅴ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	健康スポーツ科学特殊研究Ⅵ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	健康スポーツ科学研究指導	演習	1～3	2	

履修方法

1 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。

2 「健康スポーツ科学特殊研究Ⅰ～Ⅵ」は、原則として各セメスタに1科目ずつ順を追って履修登録しなければならない。

3 指導教授は、主指導教授1名、副指導教授1名(特に主指導教授から指示があった場合は、2名)とし、主指導教授及び副指導教授は、「健康スポーツ科学研究指導」を担当する教員の中から選ぶこと。

4 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本大学院の他研究科・専攻の授業科目及び他大学(協定校)の授業科目を履修することができる。

健康スポーツ科学研究科 栄養科学専攻 博士後期課程 授業科目

区分	必修・ 選択の 別	科目名	講義・演 習の別	配当学年	単位数	備考
研究指導	必修	栄養科学特殊研究Ⅰ	演習	1～3	2	

研究指導	必修	栄養科学特殊研究Ⅱ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	栄養科学特殊研究Ⅲ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	栄養科学特殊研究Ⅳ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	栄養科学特殊研究Ⅴ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	栄養科学特殊研究Ⅵ	演習	1～3	2	
研究指導	必修	栄養科学研究指導	演習	1～3	2	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 「栄養科学特殊研究Ⅰ～Ⅵ」は、原則として各セメスタに1科目ずつ順を追って履修登録しなければならない。
- 指導教授は、主旨導教授1名、副指導教授1名（特に主旨導教授から指示があった場合は、2名）とし、主旨導教授及び副指導教授は、「栄養科学研究指導」を担当する教員の中から選ぶこと。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本大学院の他研究科・専攻の授業科目及び他大学（協定校）の授業科目を履修することができる。履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。

別表第4 修了に必要な単位等（第5条関係）

博士前期課程

専攻	単位数等
健康スポーツ科学研究科 健康スポーツ学専攻	①修了要件となる科目で30単位以上修得すること。 ②主旨導教授の「健康スポーツ科学特別研究」、「健康スポーツ科学特別輪講」は、それぞれⅠ～Ⅳを原則として修得すること。 ③健康スポーツ科学研究科の共通科目を、最低4単位以上修得すること。 ④健康スポーツ科学専攻の専攻科目を、最低6単位以上修得すること。 ⑤本課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の目的に応じ「修士学位論文」の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
健康スポーツ科学研究科 栄養科学専攻	①修了要件となる科目で30単位以上修得すること。 ②主旨導教授の「栄養科学特別研究」、「栄養科学特別輪講」は、それぞれⅠ～Ⅳを原則として修得すること。 ③健康スポーツ科学研究科の共通科目を、最低4単位以上修得すること。 ④栄養科学専攻の専攻科目を、最低6単位以上修得すること。 ⑤本課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の目的に応じ「修士学位論文」の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

博士後期課程

専攻	単位数等
健康スポーツ科学研究科 健康スポーツ学専攻	①主旨導教授の「健康スポーツ科学特殊研究」は、原則としてⅠ～Ⅵを修得すること。 ②博士後期課程の研究指導を担当する教員の「健康スポーツ科学研究指導」を毎セメスタで必ず履修すること。 ③本課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、在

	<p>学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上（博士前期課程若しくは修士課程又は専門職学位課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者については、当該課程における在学期間を含めて3年以上）在学すれば足りるものとする。</p>
<p>健康スポーツ科学研究科 栄養科学専攻</p>	<p>①主指導教授の「栄養科学特殊研究」は、原則としてⅠ～Ⅵを修得すること。</p> <p>②博士後期課程の研究指導を担当する教員の「栄養科学研究指導」を毎セメスタで必ず履修すること。</p> <p>③本課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上（博士前期課程若しくは修士課程又は専門職学位課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者については、当該課程における在学期間を含めて3年以上）在学すれば足りるものとする。</p>

東洋大学大学院健康スポーツ科学研究科規定 色塗り凡例

【中専免（保健体育）、高専免（保健体育）】	色分け	色塗りがされている別表
領域に関する専門的事項	：青	別表第3 教育課程（第4条関係）

【中専免（保健）、高専免（保健）、養教専免】	色分け	色塗りがされている別表
教科に関する専門的事項	：緑	別表第3 教育課程（第4条関係）

【全免許共通（中専免（保健体育）、高専免（保健体育）、中専免（保健）、高専免（保健）、養教専免）】	色分け	色塗りがされている別表
教科に関する専門的事項	：赤	別表第3 教育課程（第4条関係）